

申請要領

入学料免除・入学料徴収猶予 授業料免除等

(高等教育修学支援新制度)

令和7年度 前期 新入学生

学部生用

(留学の在留資格を有する者を除く)

※在留資格が留学の学部生及び大学院生はこの要領の対象ではありません。該当の申請要領に従い申請をしてください。

【入学料・授業料免除】

2020年以降入学の学部学生（留学の在留資格を有する者を除く）には、国の制度である「高等教育の修学支援新制度」により、入学料・授業料減免を行います。

授業料免除を希望する農学部及び工学部の学生で日本国籍を有する者及び永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者は日本学生支援機構へ給付型奨学金の申し込みを行い、本要領指定の申請書類を提出することで、給付奨学生に採用された際には採用区分に連動して入学料・授業料が減免されます。

また、令和7年度から開始される多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等についても、「高等教育の修学支援新制度」の枠組みの中で実施されます。

【入学料・授業料徴収猶予】

入学料・授業料の納入期限を4月入学生は8月末まで、10月入学生は2月末まで延長申請する者は提出してください。

※入学料の免除・徴収猶予申請は入学料の納付前に申請してください。

※免除申請者の入学料・授業料は結果発表まで徴収猶予されます。

※免除結果発表後、一部免除者・不許可者の納付期限は

入学料：結果発表日の14日後

授業料：口座振替の方は結果発表月の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

振込用紙の方は結果発表月の月末

※入学手続き後に入学を辞退する場合、入学料徴収猶予又は入学料免除の申請は無効となり、必ず入学料を納入していただくこととなりますのでご注意ください。（入学料の納入がない場合は辞退を認めません。）

【対象者】

- ・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金に予約採用済みの者
- ・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金に入学後に申し込む予定の者
- ・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金を受給中の者（編入・転入学者）
- ・入学料・授業料の徴収猶予を希望する者

※授業料の徴収猶予のみを希望する者は担当窓口にお問い合わせください。

【申請方法】

以下2つの申請が必要です。

1. 日本学生支援機構へ給付型奨学金を申し込む（予約採用でない場合は入学後）
2. 本要領の案内に従い申請書類を準備し、申請期間内に提出する

【申請期日・提出方法】

申請書類を、入学手続き締切日までに入学手続き関係書類に同封のうえ提出してください。

【担当窓口】

農学部	府中地区学生支援室学生生活係	042-367-5579	a-gkall@cc.tuat.ac.jp
工学部	小金井地区学生支援室学生生活係	042-388-7011	t-life@cc.tuat.ac.jp

※やむを得ない事情で期日内に申請が困難な場合は、必ず事前に各担当窓口で相談してください。申請期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても受け付けません。

【申請書類】

	書類	提出対象者
1	A 様式 1 (授業料等減免の対象者の認定に関する申請書)	給付型奨学金に申し込み予定、申請中の者（多子世帯の学生含む）
2	授業料徴収猶予願	徴収猶予を希望する者

3	A 様式 10 (授業料等減免の実績に関する報告書)	編入生等、前所属校で給付奨学金を受給していた新入生（高専、他大学等）は A 様式 1 に加え、A 様式 10 の手配が必要です。 ※A 様式 10 は転出校から転入校に提出する書類です。該当者は転出校(前所属校)に、本学に編入・転入学をする旨を報告し、A 様式 10 を転出校から本学学務課学生支援係に提出するよう依頼してください。 提出締切：入学月の月末まで 送付先：郵送またはメール (gaksien1@cc.tuat.ac.jp)
---	-------------------------------	---

- ★1 他団体が実施する支援事業等が給付型奨学金の併用不可としている等の理由で、給付奨学金を利用せず、授業料減免のみを希望する学生は、給付型奨学金に申し込んだうえで、その認定後に給付型奨学金の受給を「停止」することができます。在学中に他支援が打ち切られた場合には給付型奨学金の受給の「停止解除」をすることもできますので、状況の変化に円滑に対応できるよう、給付型奨学金への申し込みを推奨します。
- ★2 ★1 の内容を理解したうえでなお、何らかの事情により給付型奨学金の申し込みを希望しない学生は担当窓口にてメールにてご相談ください。

【発表予定日】

前期は 6 月頃、後期は 12 月頃 通知文書にて発表。

発表前に JASSO より給付型奨学金振込が行われる場合があります。

【発表後の流れ】

免除/徴収猶予申請者は、申請結果が発表されるまで入学料・授業料は納入しないでください。

入学料免除申請者

全額免除者	納入は不要です。
一部免除者/不許可者	発表日に担当窓口で振込依頼書を受領してください。 発表日以後 14 日以内に、次の「ア」、「イ」いずれかの方法により手続きしてください。 ア． 期限内(原則 14 日以内)に最寄りの金融機関にて入学料の残額(半額もしくは全額)を納入する。 イ． 入学料徴収猶予の申請を行う。(納付を一定期間猶予する選考を行います。) (注)納入期限までに上記「ア」、もしくは「イ」の手続きが無い場合は学則により除籍されますことを十分ご注意ください。

入学料徴収猶予申請者

許可者	免除結果発表日に担当窓口で受領した振込依頼書を用い、入学料を 4 月入学者は 8 月末日、10 月入学者は 2 月末日(期限厳守)までに最寄りの金融機関にて納入してください。納入期限までに納入が無い場合は学則により除籍されますことを十分ご注意ください。
不許可者	免除結果発表日に担当窓口で受領した振込依頼書を用い、入学料を徴収猶予結果発表日より 14 日以内に最寄りの金融機関にて納入してください。納入期限までに納入が無い場合は学則により除籍されますことを十分ご注意ください。

授業料免除申請者

全額免除者	納入は不要です。
一部免除者/不許可者	預金口座振替手続きをされた預金口座から授業料の決定額(半額もしくは全額)を引き落としますので、発表日に指定される期限(口座振替日)の前日までに入金願います。 ※猶予された場合、諸事情によりやむを得ず預金口座振替手続きをされていない場合は、連帯保証人(留学生は本人宛)に振込依頼書を送付いたしますので、金融機関でお支払いください。その場合の、振込手数料 はご負担願います。 なお、発表後の授業料徴収猶予を希望する場合は、予め申請(授業料免除と同時)を行ってください。(納付を一定期間猶予する選考を行います。)